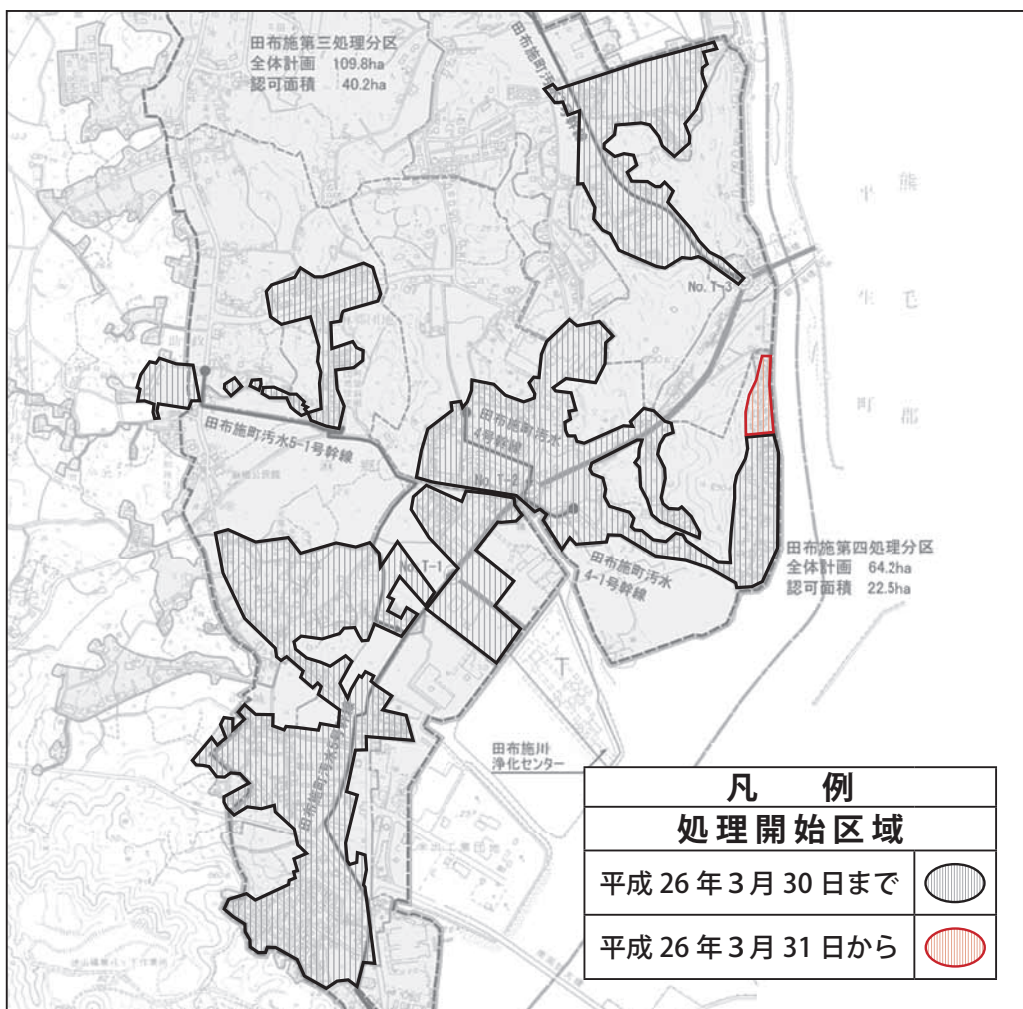
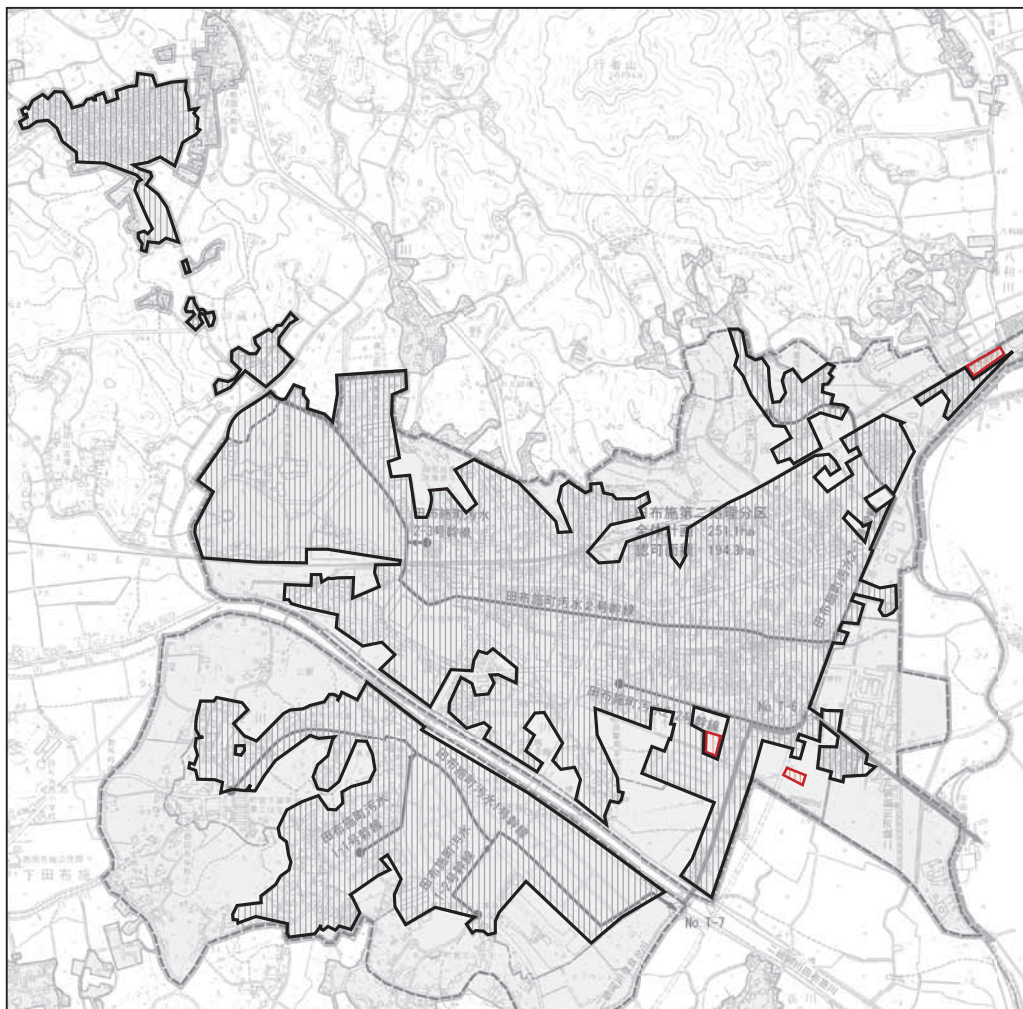


公共下水道を使用できる 区域が拡がりました

〔間建設課〕

下水道管理係

☎ 52-5817



今までの下水処理区域（●印）に、新たに下水道を整備した区域（●印）が加わり、今年3月31日から下水を処理できる区域が拡がりました。赤色の区域内に住んでいる人や店舗等で営業している人は、快適な公共下水道が使用できるようになりました。お早めに下水道排水設備の設置、接続をお願いします。

下水道事業の受益者負担金

下水道が整備された地域は、家庭雑排水の排除先を心配する必要がなくなり、トイレの水洗化など清潔で快適な生活環境の恩恵を受けます。しかし、下水道施設は、誰もが利用できる道路や公園とは異なり、その恩恵を受ける人は処理区域内に限られます。

そこで、下水道が整備された地域に土地を所有している人または権利（賃貸借権など）を持っている人に、建設費の一部の負担をお願いする受益者負担金制度が導入されています。

受益者とは…



受益者とは、下水道が整備された地域に土地を所有している人、またはその土地に対する権利（賃貸借権など）を持っている人で、原則として土地所有者が受益者となります。

ただし、土地に権利者がある場合は、所有者と権利者が協議の上、受益者を決めます。

あなたの土地の受益者負担金は？

受益者負担金は、1㎡当り400円です。あなたが所有する、または権利を持っている土地の面積に乗じて得た金額が、負担金になります。

【例】198㎡（約60坪）を所有している場合

1㎡当りの負担金 400円	×	所有する土地の面積 198㎡	=	賦課される受益者負担金 79,200円
------------------	---	-------------------	---	------------------------

受益者負担金は、『1㎡につき400円』です。この負担金は、その土地に対して『一度限り』のもので、毎年支払うものではありません（分割の場合は、完納時まで）。

また、下水道は、現在建っている住居や店舗のためだけに整備するものではなく、その地域を清潔で快適な環境に改善することを目的としています。そのため、現在は空地や駐車場でも、負担金の支払いをお願いしています。

受益者負担金の申告および納付

■平成26年度から受益者となる人

○申告方法

新たに対象となった地域の土地所有者に、土地の所在、地目、面積等を記載した「下水道事業受益者申告書」を5月上旬に送付します。記載内容に間違いや漏れなどがあれば訂正し、申告者欄に押印の上、提出してください。

※土地に賃貸借など権利関係がある場合は、所有者と権利者間で協議してください。

○納付方法

- ・各期納付：1年を4期に分け、5年間納付（合計20回）
- ・全期前納：全額を一括納付
- ※全期前納または1年前納（各期納付のうち、1年分を一括納付）の場合、報奨金が交付されます。

7月上旬に、平成26年度に賦課する受益者負担金を確定し、決定通知書と納付書を送付します。

■平成22～25年度に

受益者となった人

平成22～25年度に対象となった人には、今年度の納付書を送付します。各期納付、1年前納、または残りの年数

分の全期前納のいずれかの方法で納付してください（前納の場合の納付額は、報奨金を差引いた額になります）。

7月上旬に、平成26年度の納付書を送付します。

次のような場合は

お届けください

◎受益者が変わった場合

負担金を納付中で、土地の売買等により所有者や権利者が変わった場合、新受益者および残額の納付方法を、建設課下水道管理係までお届けください。

◎徴収猶予が解除になる場合

平成9～25年度に農地や係争地などで徴収猶予の決定を受けている土地で、宅地造成をした場合や裁判が確定した場合は、猶予基準に該当しなくなります。これらの土地については、建設課下水道管理係までお届けください。